

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例（仮称）骨子（案）

1 目的

子どもを共に育む京都市民憲章（以下「憲章」という。）の実践方策等を定めることにより、憲章の実践を総合的に推進し、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことを目的とする。

2 定義

- ・ 子どもとは、おおむね18歳未満の者をいう。
- ・ 保護者とは、親権者等で、子どもを現に監護する者をいう。
- ・ 育ち学ぶ施設関係者とは、学校教育法に定める学校、児童福祉法に定める児童福祉施設、その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設・事業で子どもを育成する者をいう。

3 実践主体の主な責務

(1) 共通の責務

保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者及び本市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、憲章の実践を推進するよう努めるとともに、相互に、その果たす役割を理解し、協力し合い、及び補完し合う。

(2) 保護者の責務

子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努める。

(3) 地域住民の責務

その地域の子どもの見守り、保護者を支え、子どもを共に育む地域社会づくりに努める。

(4) 育ち学ぶ施設関係者の責務

施設がある地域で子どもを育む拠点として憲章の実践に努める。

(5) 事業者の責務

子どもの健やかな成長を脅かさない事業活動を行い、子どもを健やかで心豊かに育む環境整備に努める。

(6) 本市の責務

保護者、地域住民、育ち学ぶ施設関係者、事業者と連携協力を図りながら、子どもを共に育む社会環境の整備の推進に努める。

(7) 観光旅行者等の責務

市民・本市が行う憲章の実践を推進する取組に協力するよう努める。

4 憲章の実践方策

(1) 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために

- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの遊びと学びに資する、

文化・自然・社会体験その他の体験活動の機会を子どもに提供する。

- ・ 事業者・本市は、その体験活動の機会を提供する取組を支援するよう努める。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、子どものための取組を企画する際に、子どもが参画できるように努める。
- ・ 本市は、市民と協力して、子どもの命や安全を脅かす問題への対策に努める。

(2) 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために

- ・ 市民は、法令を遵守し、京都市市民憲章その他の行動規範を実践する。
- ・ 市民は、公の秩序や善良な風俗に反する行為を慎む。

(3) 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために

- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、本市と連携協力を図り、保護者や青少年（概ね13歳～30歳）が親として育ち学べる機会を提供する。
- ・ 保護者・青少年は、親として育ち学べる取組に積極的に参加するよう努める。
- ・ 本市は、地域住民をはじめ市民が行う親として育ち学べる取組を支援する。

(4) 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために

- ・ 保護者は、子どもの育ちに合った規則正しい生活習慣の確立に努めるとともに、家族と一緒に日常の家事その他の家庭生活を行う家庭環境づくりに努める。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、そのため、保護者に協力し、保護者を支援するよう努める。

(5) 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために

- ・ 保護者・地域住民は、互いに協力し合い、地域での子どもを見守る活動を推進する。
- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、地域の拠点として、子ども、保護者及び地域住民が相互に交流し、共に育ち合うことができる機会を提供する。
- ・ 事業者・本市は、子どもと関わる地域住民が互いに連携協力する活動を支援する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・本市は、社会生活を営む上で課題を抱えつつ地域社会で孤立した子どもや保護者を支援する。

(6) 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するために

- ・ 市民及び観光旅行者等は、子どもを育む自然環境の保全に配慮した生活様式を心掛ける。
- ・ 本市は、自然環境を生かした、子どもの遊びや市民相互の交流ができる場の提供に努める。
- ・ 事業者は、その従業員である保護者が仕事と生活の調和を図れるよう、勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備に努める。
- ・ 本市は、保護者が仕事と生活の調和を図れるよう、事業者に対し啓発を行うとともに、子育て支援の必要な施策を講じる。

- ・ 事業者は、子どもの健やかな成長を脅かす商品子どもに提供しないよう努める。
- ・ 本市は、市民と協力して、子どもの健やかな成長を脅かす社会環境を改善する。

5 緊急に取り組むべき実践方策

(1) 子どもの命や安全を脅かす問題への対策

ア 児童虐待対策

- ・ 本市は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な対応並びに再発防止のため、必要な施策を講じる。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、児童虐待対策のため、自らの果たす役割を理解し、本市の施策に積極的に協力する。

イ いじめ対策

- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、いじめの予防及び早期発見、迅速かつ適切な対応並びに再発防止のために必要な措置を講じる。
- ・ 保護者・地域住民は、いじめ対策のため、育ち学ぶ施設関係者の取組に積極的に協力する。

ウ 児童ポルノ対策

- ・ 本市は、児童ポルノの提供等の行為の防止のため、啓発その他の必要な措置を行う。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、児童ポルノ対策のため、本市の施策に積極的に協力する。

エ 薬物乱用対策

- ・ 本市は、麻薬、覚せい剤その他の所持、使用等が禁止されている薬物について、子どもの乱用の防止のため、啓発その他の必要な措置を行う。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの薬物乱用対策のため、本市の施策に積極的に協力する。

オ 性感染症予防

- ・ 本市は、子どもの性感染症の予防のため、啓発その他の必要な措置を行う。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、子どもの性感染症対策のため、本市の施策に積極的に協力する。

(2) 子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善

ア インターネットの不適切利用対策

- ・ 保護者は子どもが携帯電話等からインターネットへ接続し、健やかな成長を阻害する情報を受発信しないように、子どもの携帯電話等の利用の必要性の有無を検討のうえ、子どもに携帯電話等を利用させるときは、事業者から提供されるフィルタリングサービスのうち子どもの年齢・成長段階に応じたものを利用するとともに、子どもと共に携帯電話等の利用の取決めを定めるよう努める。
- ・ 子どものインターネット利用に関係する事業者・本市は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携協力を図りながら、その保護者の取組が円滑に実施される

よう必要な措置を行う。

イ 電子・映像メディア依存対策

- ・ 保護者は、子どもがテレビ・ビデオ・DVD・ゲーム・インターネットその他の電子・映像メディアに過度に依存しない家庭環境づくりに努める。
- ・ 本市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携協力を図りながら、子どもの電子・映像メディアの適切な利用の在り方や過度に依存しないための対策、電子・映像メディアから得られる情報を正しく読み解く子どもの能力の習得の促進のための調査研究に努め、その成果の実践に努める。

6 憲章の実践を推進する気運の醸成

(1) 憲章の日

憲章の実践を推進する気運を醸成し、並びに憲章に対する市民の関心と理解を深め、憲章の実践を一層推進するため、毎年2月5日を制定記念日と定める。

(2) 表彰

市長は、憲章の推進に関し、顕著な成果を収めた者及び功労があった者を表彰するものとする。

(3) 情報の発信

本市は、憲章の実践を推進するため、地域住民、育ち学ぶ施設関係者及び事業者と連携し、多様な方法により市民及び市民以外の者に憲章の理念の普及及び啓発を行う。

7 憲章の推進体制

(1) 施策の実施体制の整備

本市は、憲章の実践を推進する環境を整備するために必要な体制を整備するよう努める。

(2) 行動指針

毎年度、推進会議の意見を聴いて、この条例に定める憲章の実践方策に関して行動指針を定める。

(3) 推進会議

憲章の実践の推進その他この条例に関する重要事項について、調査及び審議し、市長に対し意見を述べるとともに、自らも実践の推進や実践する者の支援を行うため、推進会議を置く。

8 見直し

- ・ 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行後3年を目途として、その施行の状況、子どもを取り巻く環境の変化及び子どもの命や安全を脅かし、又は健やかな成長を脅かす事態の改善の状況を勘案し、必要があると認めるときは、規制その他の所要の措置を講じるものとする。
- ・ 本市は、見直しを行うに当たっては、推進会議において評価を行い、意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じる。